

ワークライフバランス推進についての取組

東海北陸厚生局では、性別や障害の有無、家族の育児・介護等の事情にかかわらず、働きやすい職場づくりを進めつつ、行政サービスの向上に取り組んでいます。

主な取組・支援制度

年次有給休暇

月1日以上かつ年16日以上を目処に年次休暇の取得を促進しています。

夏季休暇

原則7～9月に連続する3日間の休暇が取得できます。祝日や年次休暇と組み合わせて長期の休暇とすることを奨励しています。

育児

妊娠～産後

産前産後休暇

産前6週間、産後8週間を経過するまでの期間、休暇を取得できます。

男性職員の配偶者出産休暇

妻の出産のための入院～出産後2週間までの間に、2日まで休暇を取得できます。

男性職員の育児参加休暇

妻の出産予定日の6週間前から出産の日以後1年の間に、5日まで休暇を取得できます。

通称「男の産休」

2つの休暇を合わせて5日以上の取得を推進しています！



定時退庁

月の出勤日（テレワーク及び出張を含む）の4割以上を目処に定時退庁を実施しています。

テレワーク

希望する全職員（育児や介護などの配慮を要する職員を含む）が業務に支障のない範囲で実施しています。

産後～3歳

育児休業

配偶者の就労状況にかかわらず、育児休業を取得できます。加えて男性職員は、産後パパ育休（※1）を取得することができます。

※1 出生日から57日以内の育児休業

取得実績（令和6年度実績）

女性 100 %
男性 100 %



産後～小学校就学前

育児時間

1日の勤務時間の一部（2時間まで）を勤務しないことが認められます。

育児短時間勤務

勤務時間を1日3時間55分（週19時間35分）など、通常（1日7時間45分）よりも短縮できます。

超過勤務の免除

小学校就学前の子の養育のために、申請をした上で超過勤務が免除されます。

産後～小学校3年生まで

子の看護等休暇

年5日まで（対象となる子が2人以上の場合には年10日）の範囲内で1時間単位で休暇を取得できます。

介護

配偶者・父母・子等の介護をする場合
（短期介護休暇は、その他の世話（手続きの代行等）を行う場合にも取得可能）



介護休暇

6ヶ月期間内で必要と認められる期間、休暇を取得できます。

短期介護休暇

年5日まで（対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日）、1時間単位で休暇の取得ができます。

育児・介護共通

小学校就学前の子どもを養育、又は配偶者・父母・子等を介護する場合



早出遅出勤務

始業、終業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務することが認められます。

深夜勤務・超過勤務制限

深夜勤務（午後10時から翌日午前5時まで）が制限されます。また、超過勤務は月24時間・年間150時間以内に制限されます。